

**総務－1 2月7日は「北方領土の日」です。  
1月21日から2月20日は「北方領土の日」特別啓発期間です。**

北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進を図るために、政府は1981年（昭和56年）1月6日の閣議で2月7日を「北方領土の日」とすることを決定しました。

この2月7日は、1855年（安政元年）伊豆の下田で、『日魯通好条約』が結ばれ、択捉島とウルップ島の間に国境を定め、択捉島以南の北方四島を我が国の領土として国際的にも明らかにされた歴史的な意義をもつ日であり、平和的な話し合いの中で領土の返還を求める北方領土返還要求運動推進の目的に最も合った日として設けられたものです。

道では、2月7日を中心とした1ヶ月間（1月21日から2月20日）を「北方領土の日」特別啓発期間として定め、道や市町村、関係団体において全道各地で多くの催しが予定されています。なお、主な行事は北方領土対策本部のホームページに掲載する予定です。

**【問い合わせ】**

総務部北方領土対策本部北方領土対策課運動推進グループ  
電話 011-204-5069（ダイヤルイン）

## 総務一 2 北海道と道内市町村による個人住民税特別徴収推進宣言の採択について

北海道と道内市町村は、個人住民税の特別徴収を適切に行っている大多数の事業主との間の公平性を確保する観点から、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

この度、特別徴収の更なる推進を図るため、北海道と道内全ての市町村による個人住民税特別徴収推進宣言を採択しました。

### 北海道と道内全市町村による 個人住民税の特別徴収推進宣言

地方税法上、事業者（所得税の源泉徴収義務のある事業者）は、個人住民税についても所得税と同様に給与から差し引き、従業員に代わって納税することとされています。

しかし、いまだこの特別徴収を実施していない事業者もいます。

北海道と道内179市町村では、法令を遵守し納税の公平を図るため、事業者への周知を図りつつ、個人住民税の特別徴収の更なる推進に努めます。

平成29年10月30日

北海道及び道内全市町村（179市町村）

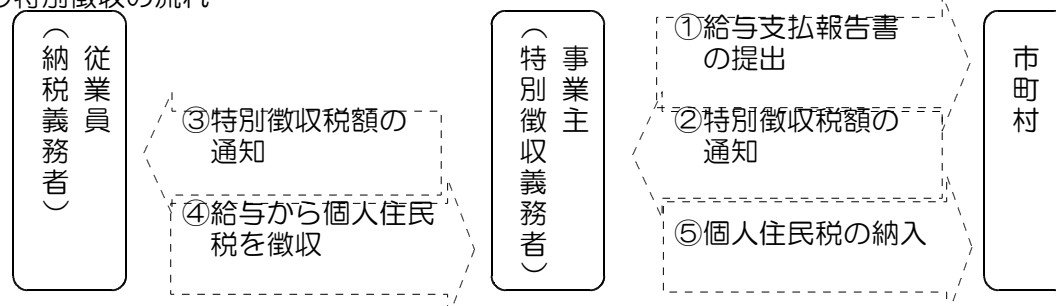
#### ○個人住民税の特別徴収とは

給与の支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税(市町村民税+道民税)を徴収(天引き)し、従業員の住所地の市町村に納入する制度であり、地方税法第321条の4及び各市町村の条例で規定されている義務です。

この特別徴収の義務を有する事業主を「特別徴収義務者」といいます

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収義務者になります。

○特別徴収の流れ



- ① 毎年1月末までに、事業主が、従業員の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出します。
- ② 毎年5月末までに、市町村が、事業主に特別徴収の税額を通知します。
- ③ 毎年5月末までに、市町村が、事業主を経由して従業員に特別徴収の税額を通知します。
- ④ 6月以降の給料日毎に、事業主が、従業員の給与から個人住民税を徴収します。
- ⑤ 徴収した翌月10日までに、事業主が、徴収した個人住民税を市町村に納入します。

◎ まだ、特別徴収を行っていない事業主の皆様には、この制度をご理解の上、市町村への手続き等を行っていただきますようお願いいたします。  
特別徴収の手続き等の詳細については、従業員の住所地の市町村へお問い合わせください。

◎ 道では、個人住民税の特別徴収に関する道内各市町村提出用の様式を掲載し、ダウンロードしてお使いいただけるページを作成しています。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/tokubetuchoushuu\\_downloadsites.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/tokubetuchoushuu_downloadsites.htm)

【問い合わせ】

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

総務部財政局税務課納税推進グループ

電話 011-204-5061 (ダイヤルイン)

## 総務－3 第7回 北海道インターネット公売のお知らせ

- 道では、ヤフー株式会社が提供するインターネットオークションシステムを利用して、道税の滞納により差し押さえた自動車や動産等の公売を実施します。

### 【インターネット公売のメリット】

インターネット公売には、

- ① いつでもどこでも入札に参加できる。
  - ② 自治体が出品しているのので、安心して取引できる。
  - ③ 市場よりも安い価格での落札が期待できる。
- などのメリットがあります。

- 公売参加申込期間  
平成30年1月10日（水）13時 から 1月23日（火）23時までの14日間  
※ 上記期間中、インターネット上で公売参加の申込みができます。
  - 入札期間  
動 産 平成30年1月30日（火）13時 から 2月1日（木）23時まで の3日間  
不動産 平成30年1月30日（火）13時 から 2月6日（火）13時まで の8日間  
※不動産については、実施しない場合があります。
  - その他  
公売財産の詳細や下見会の案内などは、1月10日（火）13時以後、次のホームページで確認できます。  
<ホームページアドレス>
    - ・道税ホームページのインターネット公売のページ  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/internetkoubai/index.htm>
    - ・官公庁オークションのページ  
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>
- 【問い合わせ】  
ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>  
総務部財政局税務課 納税推進グループ  
電話 011-204-5061（ダイヤルイン）

## 総務－４ 宝くじの発売について

1月に発売を予定している宝くじについてお知らせします。

新たな1年を迎えた1月には、新春にふさわしい「初夢宝くじ」や「新春運だめしくじ」等が発売されます。

素敵な初夢を、宝くじで見てくださいませんか？

宝くじの売り上げの約4割は、北海道の貴重な財源として、交通安全や森林づくりなど道民の皆様生活を豊かにする身近な事業に役立てられています。

宝くじは、北海道内で購入しましょう。

<1月の発売予定>

### ○ジャンボ宝くじ等

- ・初夢宝くじ  
1等・前後賞合わせて2億円  
発売期間：12月27日～1月9日 抽せん日：1月11日 単価：200円
- ・新春運だめしくじ  
1等・前後賞合わせて8,000万円  
発売期間：1月17日～1月30日 抽せん日：2月1日 単価：200円
- ・バレンタインジャンボ  
1等・前後賞合わせて3億円  
発売期間：1月31日～2月23日 抽せん日：3月7日 単価：300円
- ・バレンタインジャンボミニ  
1等・前後賞合わせて3,000万円  
発売期間：1月31日～2月23日 抽せん日：3月7日 単価：300円

### ○スクラッチ

- ・ドラゴンボールスクラッチ 孫悟空2 オラに元気を！元気玉！  
1等 1億円  
発売期間：12月27日～1月23日 単価：300円
- ・ドラゴンボールスクラッチ ヤジロベー ラッキー3  
1等 10万円  
発売期間：12月27日～1月16日 単価：200円
- ・ドラゴンボールスクラッチ クリリン タテ・ヨコ・ナナメ  
1等 100万円  
発売期間：12月27日～1月23日 単価：200円
- ・ドラゴンボールスクラッチ 人造人間18号 トリプルマッチ  
1等 100万円  
発売期間：1月17日～1月30日 単価：200円
- ・ドラゴンボールスクラッチ トランクス トライアングルチャンス  
1等 100万円  
発売期間：1月31日～2月13日 単価：200円

### ○数字選択式宝くじ

- |        |            |
|--------|------------|
| ビンゴ5   | 毎週水曜日抽せん   |
| ロト7    | 毎週金曜日抽せん   |
| ロト6    | 毎週月・木曜日抽せん |
| ミニロト   | 毎週火曜日抽せん   |
| ナンバーズ3 | 毎週月～金曜日抽せん |
| ナンバーズ4 | 毎週月～金曜日抽せん |

### 【問い合わせ】

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/index.htm>

総務部財政局財政課財政企画グループ

電話 011-204-5032 (ダイヤルイン)

## 総務－５ 除雪などによる事故防止について

例年、屋根の雪下ろし作業中の転落など、除雪中の死傷事故が多数発生しています。事故を未然に防ぐため、次のことに注意しましょう。

- 屋根の雪下ろしをする時は、
  - ・複数人で行う
  - ・ハシゴや靴には滑り止め、腰には命綱をつける
  - ・屋根の下など周りを十分確認する
- 除雪機を使用する時は、
  - ・機械に巻き込まれにくい服装で
  - ・機械トラブル時にはエンジン停止
  - ・通行人や子供に注意
- その他
  - ・屋根の雪やつららの落下に注意
  - ・暴風雪警報や大雪警報が発表されたら外出を控える
  - ・携帯電話の携行は忘れずに！

### 【問い合わせ】

道庁総務部危機対策局危機対策課  
(Tel011-204-5008)

## 総務一六 「まさかは必ずやってくる」暴風雪等による被害防止について

急速に発達した低気圧の影響で、道東を中心に9名の尊い命が失われた暴風雪災害からまもなく5年を迎えます。

「まさかは必ずやってくる」。

猛ふぶきによる吹きだまりや視界不良による被害を防ぐために、道民の皆さん一人ひとりが暴風雪等の雪の災害に対する意識を高め、いざというときに「まさか」と思うことがないように、次のことを心がけましょう。

### ●暴風雪等による被害に遭わないために

暴風雪による被害は晴天から吹雪へと天気が急変した時に特に多く発生しています。

- 最新の気象情報・道路情報を十分確認し、暴風雪が予想されている時は無理をせずに外出を避けましょう。
- 運転中の立ち往生を想定し、車には毛布とスコップ、けん引ロープを準備しましょう。
- 暴風による看板等の落下や飛来物に十分注意しましょう。

### ●もしも暴風雪に遭遇してしまったら

- 視界不良のまま運転を続けるのは大変危険です。近くのコンビニエンスストアなど建物の中へ避難しましょう。
- 車が立ち往生したときは、ハザードランプを点灯し後続車からの追突に注意しましょう。
- 車内で救助を待つときは、エンジンを停止し、毛布などで体温低下を防ぎましょう。やむを得ずエンジンをかける時は、排気口が雪で埋まらないようこまめに除雪しましょう。

道庁危機対策課では、暴風雪災害による被害の防止・軽減を図るため、防災関係機関と協働で作成したリーフレット等をホームページで公開中です。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/snow\\_p.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/snow_p.htm)

### 【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課防災グループ

電話 011-204-5008 (ダイヤルイン)

## 総務一7 冬山登山での遭難防止について

冬山の気象状況は絶えず変化し、穏やかな状況から一変して、突然猛吹雪になり、視界不良となることがあります。また、雪面の状態も新雪、アイスバーンと変化が激しく、なだれや滑落の危険性が高まります。

登山やスキー・スノーボードで冬山に入る方は、備えを万全にし、気象情報に十分留意して無理な行動を控え、遭難事故を起こさぬよう注意しましょう。

登山者の皆様、登山届の提出を忘れていませんか？「登山届の提出が面倒」・「日頃よく登っている山だから大丈夫」・「遭難するはずがない」等の理由で登山届を提出しない方がおります。

登山届は、登山で道に迷ったり、怪我をするなどして行動不能となった場合、あなたの情報を迅速に収集し、救助活動に役立てるための手段として大変重要なものです。

### ■ 登山届とは？

- ①登山者の氏名・年齢・連絡先・予定登山ルート・装備等を記入し提出します。
- ②登山届を作成することにより登山計画を見直すことができるため、遭難防止の第一歩となります。

### ■ どうやって作成・提出するの？

北海道警察ホームページで作成・提出、様式の印刷ができるほか、印刷した用紙に必要事項を記載の上、近くの交番・駐在所、警察署等へ郵送、FAX等で提出することが出来ます。

<北海道警察ホームページ（安全登山情報）>

<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiiki/sangaku/sangaku-top.html>

### 【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課防災グループ  
電話 011-204-5008（ダイヤルイン）



## 総務－8 消防団への入団について

あなたの大切なまちを守る～消防団に入りませんか！

消防団は、市町村の消防機関で、会社員や自営業者、主婦、大学生など、18歳以上の方なら性別・職業を問わず入団できます。

消防団では、日ごろは放水訓練や地域の防災意識を高める啓発活動などを行い、災害時には、消火活動や避難誘導などを行っています。女性団員も応急手当の普及などで活躍しています。興味のある方は、お近くの消防本部・消防署へお問い合わせください

### 【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課消防グループ  
電話 011-204-5009（ダイヤルイン）